

平成20年11月14日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	代表取締役会長 吉本 喬美
(コード番号)	6842 東証第二部)
問合せ先	常務取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL	03-5148-3000

新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成20年11月14日開催の取締役会議において下記のとおり、会社法第236条、同第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領で当社及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて平成20年12月19日開催予定の当社第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける募集をすることを必要とする理由

当社及び子会社の業績向上に向け優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で当社及び子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び子会社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 35,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の数式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、株式数の調整ができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

350 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は当社普通株式数 100 株）

ただし、取引が、(2) に定める株式の数の調整を行った場合には同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の割当に係る払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される。1 株あたりの払込価額（以下「行使価額」という）に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（終値のない日を除く）に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日終値）を下

回る場合は、当該終値を行使する価額とする。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権及び新株引受権の行使による場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り行使価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成21年2月1日から平成21年12月31日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた当社子会社の取締役及び従業員は、権利行使時において、当社子会社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はできない。
- ③ 新株予約権の質入は認めない。
- ④ その他、権利行使の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併形契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するためには、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以上